		労働者災害補償保険法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
求償	状況	保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたとき	給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったとき	障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたとき	事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたとき
	処理	政府は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する	保険者は、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する	政府は、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する	政府は、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する
控除	状況	保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき	給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき	障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき	事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき
	処理	政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる	保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる	政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる	政府は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる
届出等		保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたときは、保険給付を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない	「療養の給付に係る事由」又は「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費の支給に係る事由」が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない ①届出に係る事実 ②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨） ③被害の状況	裁定の請求（請求書を機構に提出）の際に、第三者の行為によって生じたものであると附記する	裁定の請求（請求書を機構に提出）の際に、第三者の行為によって生じたものであると附記する 第三者の行為によって発生した給付事由に基づく給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない ①届出人の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 ②年金証書の年金コード ③第三者の住所及び氏名又は名称及び所在地 ④第三者の行為のあった年月日及びその行為の概要 ⑤第三者の行為によって生じた損害の見積額並びに第三者から損害賠償として受けた賠償金、見舞金等の額及び受領年月日
備考		・求償・控除が行われるのは、第三者行為災害発生後3年以内のものに限られる ・第三者行為災害の解決が、示談によってなされた場合には、その示談が真正に成立しており、かつ、その内容が受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権の全部のてん補を目的として行われているときは、政府は保険給付を行わないこととされている ・特別支給金は保険給付でないため、損害補償との調整は行われない	・「保険給付を受ける権利を有する者」には、当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者が含まれる		
求償と控除		「求償」とは、第三者行為災害による保険事故が起きた場合において、保険者が保険給付を行ったときに第三者に対してその給付に要した費用を請求する行為である。 「控除」とは、第三者行為災害による保険事故が起きた場合において、損害賠償が保険給付より先に行われたときに保険者がその価額の限度で保険給付を行う責めを免れることである。			

SAMPLE